

双葉町の人事行政の運営等の状況の公表

双葉町における「人事行政の運営等の状況」を条例に基づきお知らせ致します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用候補者試験・職員選考の実施状況(平成30年度実施)

区分	申込者数			第1次試験受験者数			第1次試験合格者数			最終合格者数			採用者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
行政職	18	4	22	17	4	21	11	3	14	8	2	10	6	2	8
土木職	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	19	4	23	18	4	22	11	3	14	8	2	10	6	2	8

(2) 職員の退職の状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日) (単位:人)

	定年退職	普通退職	死亡退職	懲戒免職	計
人数	1	5	0	0	6

(3) 職員の定数の状況(平成31年4月1日現在) (単位:人)

部局	定数	職員数	差引
町長事務部局	84	83	▲1
議会事務部局	2	2	0
農業委員会事務部局	1(3)	1(3)	0
教育委員会事務部局	15	11	▲4
選挙管理委員会事務部局	(3)	(3)	(0)
監査委員事務部局	(2)	(2)	(0)
合計	102 (8)	97 (8)	▲5 (0)

(注) ()内は兼務職員数です。

(4) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在) (単位:人)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数
		平成30年	平成31年	
一般行政	議 会	2	2	0
	総 務	44	45	1
	税 務	5	5	0
	農林水産	3	4	1
	商 工	2	2	0
	土 木	14	13	▲ 1
	民 生	5	6	1
	衛 生	5	4	▲ 1
	計	80	81	1
教 育		9	11	2
一般行政+教育		89	92	3
特別会計	下水道	1	1	0
	その他	4	4	0
	計	5	5	0
合 計		94	97	3

(注) 定員管理調査における職員数です。

(5) 国との給料月額の水準比較(ラスパイレス指数)の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般行政職	95.5	95.7	95.1	92.5

(注) 「ラスパイレス指数」は、国家公務員の給料を100とした場合の町職員の給与水準を示したものです。

2. 職員の勤務時間、勤務条件及びサービスの状況

(1) 職員の勤務時間(平成30年4月1日現在)〈標準的なもの〉

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	廃止	12:00～13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成30年1月1日～平成30年12月31日)

年 度	総付与日数(日)	総使用日数(日)	全対象職員数(人)	平均使用日数(日)	取得率(%)
平成30年度	2,580	865	77	11.2	33.5%
平成29年度	2,414	625	66	9.5	25.9%

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

年 度	時間外・休日勤務総時間	職員一人あたりの平均時間
平成30年度	10,986時間	133時間
平成29年度	10,753時間	138時間

(注)特別職、管理職は除く。

(4) 育児休業の状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日) (単位:人)

	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	0	1
前年度から引き続けている者	0	0

3. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(平成30年4月1日～平成31年3月31日) (単位:人)

処分事由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0

※地方公務員法第28条第1項及び第2項

(2)懲戒処分者数(平成30年4月1日～平成31年3月31日) (単位:人)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	訓告	嚴重注意	計
法令、条例等に違反した場合	0	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0	0

※地方公務員法第29条第1項

4. 職員のサービスの状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日) (単位:人)

区分	内容	地方公務員法	違反者数
サービスの宣誓	職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない	第31条	0
命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令にしたがわなければならない	第32条	0
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない	第33条	0
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする	第34条	0
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力の全てを用い、職務にのみ専念しなければならない	第35条	0
政治行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与するなど、政治活動等をしてはならない	第36条	0
争議行為等の禁止	職員はいわゆるストライキ等をしてはならない	第37条	0
営利企業等従事制限	職員は任命権者の許可なく、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない	第38条	0
合 計			0

5. 職員の研修状況

(1) 研修の状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

研修・講座名	研修場所(主催)	実施年月	実施日数	受講者数
新規採用職員前期研修	ふくしま自治研修センター	平成30年4月～6月	5日	4名
新規採用職員後期研修	ふくしま自治研修センター	平成30年10月～12月	5日	4名
新任係長研修	ふくしま自治研修センター	平成30年6月～9月	3日	1名
新任課長研修	ふくしま自治研修センター	平成30年7月～8月	2日	4名
人事評価講座	ふくしま自治研修センター	平成30年5月	1日	1名

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

健康診断の種類	受診者数(人)
胃がん	66
血圧測定	158
心電図検診	145
眼底検査	143
尿検査	158
大腸がん検診	123
血液検査	158
胸部X線検査	158
腹囲測定	144
聴力検査	145
前立腺がん検診	51
人間ドック	41
脳ドック	22
子宮がん予防検診	29
乳がん予防検診	30
延べ受診者数	1,571

(2) 職員健康増進事業(平成30年度分)

事業名称	受診者数・受講者数
ストレスチェック(計2回)	全職員
個別面談(計2回)	全職員
市町村派遣職員等メンタルヘルス研修	13名

7. 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

継続件数	措置要求件数
0	0

※地方公務員法第46条の規定に基づく職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求

8. 不利益処分に関する不服申立の状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

継続件数	不服申立件数
0	0

※地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分に対する審査請求又は異議申立て

■ お問い合わせ先 : 双葉町いわき事務所 総務課行政係 電話0246-84-5201